地方独立行政法人堺市立病院機構

内部監査実施要綱

制 定 平成27年 4月1日 最終改正 令和 6年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人堺市立病院機構会計規程第49条の規定に基づき、 地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「法人」という。)における内部監査(以下、 単に「監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検 証することを目的とする。

(監査対象)

第3条 監査の対象は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

- 第4条 監査の種類は、次のとおりとする。
 - (1)業務監査 業務が法令及び法人の運営方針に基づき適切に実施されているかを 監査する。
 - (2)会計監査 会計業務が法令及び諸規程に基づき、会計基準に準拠して適正に遂 行されているか、及び財産の管理が適正に行われているかを監査する。

(監査員)

- 第5条 監査は内部統制室が行うものとし、内部統制室長を監査員長、内部統制室に所属 する職員を監査員とする。
- 2 監査員長は、監査を適正かつ円滑に行うための責任者とする。監査員は、監査員長を補助し、監査の事務に従事する者とする。
- 3 理事長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する監査員以外の職員を監 査員に指名して監査に協力させることができる。

(監査計画)

- 第6条 監査員長は、監査の実施に際しては、監査計画を策定し、理事長の承認を得なければならない。
- 2 前項の監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 監査の実施項目
 - (2) 監査の対象部署
 - (3) 監査の実施期間
 - (4) その他、必要と認める項目

3 監査員長は、第1項に規定する監査計画について理事長の承認を得たときは、監事に 報告するものとする。

(監査の方法)

第7条 監査の方法は、書面、実地の双方又はいずれか一方の方法で行う。

(監査員長等の遵守事項)

- 第8条 監査員長及び監査員は、監査に関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 監査に際しては、常に公正不偏の態度を保持すること
 - (2) 監査により知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らさないこと

(監査への協力)

- 第9条 役員及び職員は、監査員長及び監査員の行う監査に協力しなければならない。 (監査後の処置)
- 第10条 監査員長は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項に規定する監査報告書を受け取ったときは、監事にその写しを送付し なければならない。
- 3 監査員長は、監査の結果、改善を要すると認める場合は、第1項の監査報告書に意見 を付すことができる。
- 4 理事長は、第1項の報告書に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

(監事との協力)

- 第11条 理事長は、監事と連絡調整し、監査の効率的な実施に努めるものとする。
- 2 理事長は、監事による監査に合わせ監査を実施することができる。
- 3 前項の場合、第6条に規定する監査計画及び前条に規定する監査報告書の作成は、監 事と協力して行わなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。